



診療報酬と患者自己負担額について

医事課長 浅利 隆人

診療報酬とは？

患者様が医療機関や薬局での診察・治療・処方などの医療サービスを受けたときにかかる費用を医療費と言います。

一方で、医療機関が提供したサービス（診察・治療・処方など）の対価として受け取るのが診療報酬です。診療報酬の1～3割は患者様が支払う自己負担分で、残りは患者さんが加入している、国民健康保険や健康保険組合・全国健康保険協会（協会けんぽ）などの「保険者」から支払われます。一般的に、サービスの価格はその提供者が任意に決めることができますが、医療行為や医薬品代については国の制度によって細かく値段が定められています。この国の価格表に基づいて決定した医療費を「診療報酬」と呼ばれます。つまり、「診療報酬」とは、医療行為・医薬品などの対価を示します。

また、医療機関が対価として受け取った診療報酬のすべてが、医療機関で働く職員の人件費・医薬品費・医療器械・設備関係費となり、医療機関全体を維持するため、また、患者様の安全で安心の医療を提供するために必要な原資となります。

診療報酬は社会・経済状況に応じて2年に一度見直されます。

患者自己負担金とは？

下記のとおり、それぞれの年齢層において自己負担金割合が定められています。最後に今後も医療制度を存続するために、適切な診療報酬改定が行われていきます。患者様も診療報酬制度について注目していただきたいと思います。

医療費の一部負担(自己負担)割合について

- 現役世代よりも軽い1割の窓口負担で医療を受けられます。
それぞれの年齢層における一部負担(自己負担)割合は、以下のとおりです。
- ・ 75歳以上の者は、1割(現役並み所得者は3割。)
- ・ 70歳から74歳までの者は、2割※(現役並み所得者は3割。)
- ・ 70歳未満の者は3割。6歳(義務教育就学前)未満の者は2割。

※ 平成26年4月以降70歳となる者が対象。これまで、予算措置により1割に凍結してきたが、世代間の公平を図る観点から止めるべき等との指摘を踏まえ、平成26年度から、高齢者の生活に過大な影響が生じることのないよう配慮を行った上で、段階的に2割とした。

	一般・低所得者	現役並み所得者
75歳	1割負担	3割負担
70歳	2割負担 ※平成26年4月以降70歳になる者から	3割負担
6歳 (義務教育就学前)	3割負担	
	2割負担	